

給与所得者異動届出書、特別徴収切替届出（依頼）書、 所在地名称変更届出書の記入上の注意点

1 一般的な注意点

- ① 「連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号」の記載をしてください。
⇒ 確認事項があっても、連絡ができません。
- ② 送る前に書類の提出先と送付先が同じかどうか確認してください。
⇒ 誤って本来の提出先ではない新宿区に送付されても、処理できません。

給与所得者異動届出書

2 退職等の異動で未徴収税額を個人で納付する場合

- ① 徴収済月と徴収済額が一致しているか
- ② 年税額や徴収済額、未徴収税額、徴収済月、未徴収月の記載があるか
- ③ 徴収済月と未徴収税額の合計が年税額になっているか

以上3点を確認してください。

⇒ 各項目の記載漏れや誤りがある場合、普通徴収へ切り替えができません。
普通徴収に切り替える際の重要な項目になるため、注意してください。

3 退職等の異動で未徴収税額を一括徴収する場合

- ① 2①②③と同じ
- ② 「異動後の未徴収税額の徴収」で一括徴収を選択した場合、一括徴収の記載の下の納入予定月を記載してください。
⇒ 納入予定月がわからない場合、退職処理が遅くなる場合があります。

4 転勤等により新勤務先で特別徴収を継続する場合

- ① 新勤務先特別徴収義務者が新宿区に提出する際に、転勤先の「特徴開始月」の記載をしてください。
⇒ 特徴開始月の記載がないと、税額変更通知書を送付できません。提出時点で最短の月からという場合や、その他特殊なケースの場合は、その旨を異動届出書に記載してください。
- ② 転勤先の会社のフリガナの記載をしてください。
⇒ 新宿区で初めて特別徴収する会社を新規登録する際、誤ったフリガナで登録してしまう可能性があります。同一の会社を異なるフリガナで複数登

録され、同一の会社に複数の税額通知書が送付されてしまう可能性があります。

特別徴収切替届出（依頼）書

5 特別徴収切替届出（依頼）書

① 4②と同じ

② 「普通徴収切替期別」及び「特別徴収開始予定月」の記入をしてください。

⇒ 「普通徴収切替期別」及び「特別徴収開始月」の記載がないと、税額変更通知書を送付できません。提出時点で最短の月からという場合や、その他特殊なケースの場合は、その旨を特別徴収切替届出（依頼）書に記載してください。

③ 税額決定・納税通知書を同封していないか確認してください。

⇒ 普通徴収の納付書のみを添付してください。普通徴収の税額決定・納税通知書は、納税者本人が持っているべきものになりますので、同封しないようにしてください。

④ 切替元の普通徴収の納期（分納の場合は、分納前の納付期限）が過ぎているか確認してください。

⇒ 納期（分納の場合は、分納前の納付期限）が過ぎているものについては、特別徴収への切替はできません。

所在地・名称変更届出書

6 所在地・名称変更届出書

① 所在地（送付先）、名称、電話番号の変更か確認してください。

⇒ 登記上の住所や代表者の変更については、新宿区へ届け出る必要はありません。ただし、法人格を有しない個人事業の代表者が変更された場合は、提出が必要です。

※ 東京都や国への届け出が必要なものについては、別途各提出先へ提出してください。

② 法人格の取得や廃止、個人事業主の代表者変更の場合は、所在地名称変更届と併せて転勤の異動届も提出してください。

⇒ 法人格の取得や廃止、個人事業主の代表者変更は、特別徴収義務者の変更として扱うため、転勤の異動届も必要になります。

○ その他特別徴収関係書類の記載方法、特別区民税・都民税につきまして、不明点等ありましたら、以下までご連絡ください。

【お問い合わせ先】

◇新宿区総務部税務課

課税第一係 TEL03-5273-4107

課税第二係 TEL03-5273-4108